

令和元年度第1回大磯町行政改革推進委員会結果概要

- 日時 令和元年11月28日(木)午後3時00分から午後5時15分
- 場所 大磯町保健センター2階研修室
- 出席者(委員長) 出雲委員(学識経験者)
(委員) 近藤委員(町政等に関する識見者)
増井委員(町政等に関する識見者)、沖山委員(公募町民)
- 事務局 政策総務部長、政策課長、政策課担当職員、財政課長、財政課担当職員
- 傍聴者 1名

- 議題 (1) 行政経営プラン実施計画(進行管理)書【令和元年度版】について
(2) 消費税率の引上げに伴う使用料・手数料見直しについて

○会議記録

1. あいさつ

(1) 委員長あいさつ

- ◆本日の議題は2つである。行政経営プランの取組みによる成果をより高めていけるよう、委員の皆さんからも忌憚のないご意見をお願いしたい。

2. 議題

(1) 行政経営プラン実施計画(進行管理)書【令和元年度版】について

- ◆資料1、資料2、資料3-1、資料3-2に基づき、事務局より行政経営プランに基づく平成30年度の取組み成果について、行政経営プラン実施計画(進行管理)書【平成30年度版】からの変更点を中心に報告した。合わせて、平成30年度の会計状況の推移について説明し、次のとおり質疑応答が行われた。

◎資料1のP25で、1の「滞納整理の徹底」について、『現在までの実績を踏まえ』とあるが、現在、目標より収納率は下回っている。次期計画でも収納率を下げるという意味か。(委員)

○現在、指針としているのは「町税等滞納削減のための第2次行動プラン」である。このプランは今年度で終了するため、新たなプランを作成しているところである。次期プランでは、現計画目標値を基準として、更なる向上を目指し策定する考えである。現時点で詳細は定まっていないが、徴収率の向上のため、担当課では電話催告の委託など徴収体制の強化について取り組む予定がある。(事務局)

○今までのプランをもとに、担当課では徴収対策として、細かく預金を差押えするなどの対策を行ってきた。しかし、徴収率が伸びなかった原因として、過年度分に大口の滞納があったことが挙げられる。その影響で、全体の収納率が下がっていたが、令和元年度に解消された。次期プランでは、大口を除いた滞納収納率に基づいて策定していく予定である。(事務局)

◎資料1のP25で、7の「国民健康保険税の徴収強化」について、9月から電話催告を行ったとあるが、P15の表を見ると今年度目標額が上がっている。今年度、目標額が上がっているにも関わらず、年度当初から取組みを行わなかった理由はあるか。(委員)

○今までは主に過年度分を中心に滞納解消の取組みを行っていた。主な方法として、年末年始に集中して電話催告や訪問徴収等を行うものであった。前年度の決算状況などを考慮し、平成30年度の途中からは現年度分を中心に滞納を発生させない方向に取組みを切り替えたため、年度途中からの開始となっている。なお、令和元年度は年間を通して電話催告等の取組みを行っている。(事務局)

◎資料1のP15で、「国民健康保険税の徴収強化」は平成30年度より目標額が上がっているが、その理由は何か。(委員長)

○国民健康保険の制度として、徴収率が上がった場合に、調整交付金をより多く受けられるという国の施策がある。計画当初は、インセンティブを受けられるよう徴収率を引き上げていく予定であったが、現状として大磯町はそこまでは達していないという結果になった。(事務局)

◎先ほど、大口滞納の話があったが、大口滞納はどのような影響を及ぼしているのか。(委員)

○大口滞納は、町税収全体の約0.6%を占めている。平成30年度は、大口滞納分を除くと収納率は99.16%となり、計画の目標値にかなり近づいている。(事務局)

◎10月から消費税率が改定されたことにより、消費税の滞納額が増えると国税庁も警戒している。町の徴収事務にも影響がでてくるのではないか。(委員)

○今年10月の消費税率の改定により様々な影響がでている。滞納整理の取組みは、更なる強化が必要だが、改定から時期が浅いため、どこまで影響がでるか不明瞭である。担当課ともよく検討したうえで対応していく。(事務局)

◎資料1のP25、6の「ごみ処理広域化に伴う廃棄物処理事業の見直し」で、目標値まで達しなかった理由として、『ごみの減量化が進んでいない』とあるが、具

体的にはどうということか。(委員長)

○廃棄物処理事業に関しては、ごみ処理が広域化され平成 30 年度からリサイクルセンターが稼働したことで効率化されている。この施設は、大磯町から排出される可燃ごみを大型コンテナに詰め込み、平塚市の環境事業センターに効率的な輸送をするための中継施設機能と、容器包装プラスチックとペットボトルを圧縮・梱包し、再商品化事業者へ引き渡す、リサイクル施設の機能を有している。ごみの減量化が進んでいないことで、平塚市の環境事業センターへ輸送する運搬車の台数が想定よりも多くなり、委託料が下がらなかったことが要因となっている。(事務局)

◎リサイクルセンターの運営において、直営部分が残っているか。また、業務委託の契約の内容はどのようになっているのか。(委員長)

○運営に関しては、直営部分は残っていない。委託に関しては、20 年間の契約である。(事務局)

◎委託契約金額の積算根拠はどのようになっているのか。(委員)

○リサイクルセンターの処理については SPC(特別目的会社)を導入している。SPC が運営しやすいように施設を設計し、運営、維持管理を行うことでメリットを得ている。そのため、SPC が運営する前の目標に対し、一事業ごとに経費の積算としていると思われる。(事務局)

○契約の方法として、20 年間のうち、当初は金額を大きく契約し、年数を重ねるごとに徐々に下がっていくように契約している。年数を重ねるごとに下がるので、契約後 10 年程経過すれば金額はだいぶ下がってくる。現時点では、契約して間もないため、金額も大きいことから、予定の目標金額に達しなかった原因もあると考えられる。ごみの減量化についても改善に向けた取組みの分析調査を行い検証していく。(事務局)

◎資料 1 の P12 で「補助金・交付金の見直し」に取り組んでいるが、どのような内容か。(委員長)

○主に火葬料補助金の削減によるものである。補助の上限額を引き下げたことによる効果を見込んでいる。補助を引き下げたためか、より安価な火葬場の利用が増えたため、想定ほどの効果を得られなかった。(事務局)

◎より安価な利用が増え、補助額が減れば歳出削減効果が出ていると言えるのではないか。(委員長)

○効果額は、「(従来の補助金額－現在の補助金額)×件数」で算出するようにしている。このため、補助上限額を超えないものについては、効果額として反映していない。(事務局)

- ◎「補助金・交付金の見直し」の取組みでは他にどのようなものを見込んでいるのか。自治会への補助金は含まれているか。(委員長)
- 自治会への補助金については含んでいない。その他に見込んでいるものは、スポーツイベントの交付金であり、20万円の削減を行っている。(事務局)
- ◎行動計画2に「補助団体の自立支援による補助額の削減」とあるので、自治会などを含んでいると考えてしまう。また、計画当初からC評価のため、目標額を見直す必要があるのではないか。(委員長)
- あまり多くの補助金は含まれておらず、火葬料補助金が大きな見直し事項である。以前の委員会でも補助金についてご指摘いただいております、町の補助金全体を見直す必要があるとのお話をいただいております。また、ご指摘のあったように、現在の調書の書き方は誤解を招く恐れがある。次期計画を作る際、意見等も参考に見直しを行っていく。(事務局)

- ◎ふるさと納税は財政に与える影響が大きい。うまく活用していただきたいが、町の取組み状況はどうか。(委員)
- ふるさと納税への反応はある程度得られている。また、クラウドファンディングについても平成30年度に一度試行し、金額を達成することができ、必要な事務作業についてのノウハウも得ることができた。今後も新たな手法で財源確保を試みていきたい。(事務局)
- ◎ふるさと納税運営のサイトの手数料はどのくらい掛かるのか。(委員)
- 町は「ふるさとチョイス」というサイトを利用している。手数料として、寄付額の1%を支払っている。寄付額に応じての支払いとなるので、寄付額が多くなれば手数料は高くなる。1万円の寄付に対し、返礼品は概ね2,500円位である。また、ふるさと納税を集めるために、返礼品の充実が必要であると認識しており、商工会等とも調整を行っているところである。(事務局)
- 返礼品は1万円の寄付につき1件2,500円相当になるよう事業者と調整しており、実績としては、1件当たり2,250円程度となっている。平成30年度は合計21万円程度を事業者へ支払を行っている。ポータルサイト運営費用としては7万円程度、件数は60件で2,200万円程度である。(事務局)
- ◎現在の行政経営プランの状況では、大幅な財政の落ち込みはないと思われるが、税収が落ちた時のためにもふるさと納税等を活用し財源確保に努めていただきたい。(委員長)

(2) 消費税率の引上げに伴う使用料・手数料見直しについて(前半)

◆資料4-1に基づき、事務局より消費税率改定に伴う使用料等の改定について説明を行った。令和元年10月の消費税率10%への引上げに伴い、使用料等へ増税分相当額を適切に転嫁するための関係条例の改正について説明し、次のとおり質疑応答が行われた。

◎資料4-1、1の(1)対象科目の中で、ただし書きに、『戸籍の謄本・抄本や印鑑登録証明書などの発行手数料は現行のまま』とあるが、例えば、戸籍謄本の発行手数料において、機器類のリース料などは消費税分が上がっているのではないか。その部分の取扱いはどうなるのか。(委員)

○全体的な見直しは、手数料も含めて一定の基準を設けて行う。一定の基準については、議題の後半部分で説明をさせていただき、ご意見をいただきたい。前半は、各施設等の使用料における消費税分の転嫁における条例改定について説明をさせていただいた。(事務局)

◎資料4-1、1の(2)消費税転嫁額の説明の中で、過去の改定において、消費税8%を盛り込んでいるものは2%、税率を据え置いていたものは5%を転嫁し、全体として均衡させるとあるが、もともとの価格が確かなものという前提が必要だが、いかがか。(委員長)

○施設使用料を決定する際、近隣自治体の金額等を参考にしたが、施設に掛かるコスト計算等は除外されてしまっていた。また、直近では平成20年度に料金改定を行ったが、コスト面を考慮したものではなく、同規模の施設で価格を統一するといった改定となった。今年10月の消費税率の引上げについては、早期対応が必要であるが、全17本の条例改正を行う必要があるため、まとめて条例改正を行えるよう、資料4-1、1の(3)条例改正にある「(仮称)消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例」を制定する。この12月議会に条例改正の議案を提出する予定である。また、合わせて町としての基本的な考え方を整理する必要がある。コスト削減も含めて、料金の規定については、近隣自治体はどの施設も規定を設けているため、今年度中に考え方を整理する必要がある、現在事務局案を作成している。後程説明させていただくので、ご意見をいただきたい。(事務局)

◎現在、町内の地区会館等については有料か。(委員)

○地区会館の運営は、基本的には各自治会へ管理を委託しているので、条例上では徴収の規定はない。各地区で、施設運営に掛かる直接の経費分は徴収を行っている状況である。(事務局)

- ◎今後、各地区会館の改修など、費用が掛かることもある。各地区会館の料金についても見直しの対象とした方が良いのではないかと。(委員)
- 使用料手数料の見直しのほかに、別の計画で大磯町公共施設等総合管理計画がある。町が持っている施設をすべて整備していくには400億円以上の費用が掛かると試算している。そのため、各地区の会館等は統廃合や地域への移管などの整理を行う必要があると考えている。(事務局)
- ◎「地域で運用」といっても、地域という言葉は幅が広い。適正な運用のためにも地域を「見える化」させていく必要があると思う。(委員)

- ◎周辺の市町村も足並みをそろえて、12月議会で改正するのか。(委員)
- 平成31年4月付けで総務省から、消費税分については適正な転嫁がなされるようにとの通知が出されている。改正時期については、各自治体で異なる。茅ヶ崎市・小田原市は今年6月に改正を行っており、平塚市は来年度の改正を見込んで聞いている。(事務局)

(2) 消費税率の引上げに伴う使用料・手数料見直しについて(後半)

- ◆資料4-2に基づき、事務局より使用料・手数料等の考え方について説明を行った。主に、受益者負担の公平性を確保するため、統一的な基準の策定を行うことについて説明し、次のとおり質疑応答が行われた。

- ◎資料4-2、P4の「5. 手数料算定の基本的な考え方について」において、(1) 1件当たりの人件費の算定で、『人件費は、該当事業に従事する職員の給与等の直近3年間の平均』としているが、3年間とする必要性が不明確だと感じる。改定する年の給与単価が良いのではないかと。(委員)
- 現在、資料中にある計算方法などは事務局案であり、ご意見等をいただきながら検討していきたいと考えている。ご意見のあった「直近3年間」については、人事異動等により、一人当たりの人件費が一気に上がることや下がることを考慮している。(事務局)
- ◎この人件費とは、町全体における給与単価ではなく、事業そのものに従事する者の人件費としているのか。(委員)
- 記載の「人件費」は、その事業に従事する職員の単価で考えている。使用料についても、概ね5年間を見直しの基準期間としている。改定に向けおおよそ2年位前から準備に入っていくので、直近3年間の決算額を基準に見直しに入っていくことを検討している。手数料については、「職員の給与等の直近3年間の平均」

となっているが、庁内における検討会議でも様々な意見をいただいているので、ご意見を踏まえ「事業に掛かる経費」などへの変更も検討していく。(事務局)

◎資料4-2のP7「7. 見直しによる経過措置等について」とあるが、「経過措置」という言葉は本文中にも出てこないため、ニュアンスが異なる印象を受ける。本文中に記載のある「負担調整措置」の方が適当ではないか。(委員)

○ご指摘を踏まえ、再度検討する。(事務局)

◎特別会計と一般会計で基準の決め方は異なるのか。(委員長)

○基本的には町全体としての考え方を統一していくものである。特別会計や一般会計を分けて考えてはいない。(事務局)

○特別会計における、使用料・手数料の決め方は各運営委員会で諮問を行ったうえで、答申を行い、決定している。その際、コストや今後の利用状況などを鑑みて決定しているため、現時点では、一般会計における使用料・手数料の考え方よりも、特別会計の考え方が受益者負担の正確な金額がでていけるとも言える。今回の考え方の基準は、事業におけるコストに重きをおいて検討している。特別会計のような考え方に近くなっていくと考えている。(事務局)

◎資料4-2、P6の「6. 受益者負担割合の設定について」において、別表中に町営住宅について費用負担の記載があるが、住宅は、「あらゆる住民が必要とするが、民間でも提供が可能な施設」であり、受益者負担100%とし、福祉等の配慮が必要な場合は料金の減免で対処すべきものとする。また、P7の「7. 見直しによる経過措置等について」で、(1)現行料金との調整において、『算出した料金と現行料金の乖離幅が±50%の範囲内については現行の料金に据え置く』とあるが、ここ10年位の物価水準を見ると、±50%以内に収まると考えられ、変更することが難しいと考える。(委員)

○資料4-2の本文中において、網掛けされている箇所は事務局案として、特に検討を行っている箇所である。別表でも、こういった設定方法がどうか、庁内における検討会議でも意見をもらいながら各担当課でも考えてもらっているところである。委員からいただいたご意見も参考にし、検討していきたい。(事務局)

◎資料4-2のP9で「8. 減免措置基準の統一について」において、(1)使用料の減額・免除の基準で、『ア. 「町の主催」、「町の共催」など町の行政活動に関わる場合』とあるが、町が主体の事業は、町が費用負担しても良いと考える。また、『エ. 子ども、高齢者、障がい者の方への配慮や、文化・スポーツ振興、地域振

興といった目的が適切である場合』とあるが、この場合、ほとんどの事業が減免対象となる可能性があると考える。(委員)

○現在、町が関わる事業において、施設を利用する場合は、使用料・手数料は減免となっているケースが多い。各担当課が予算計上する際も計上しておらず、歳入と歳出のバランスをとるためにも減免としている。また、現状の減免運用については、施設の各担当課で基準が設けられており、ここに記載のある内容は、基本的に減免になっている状態である。(事務局)

○減免については、庁内の検討会議で議論や検討を重ねている状態である。施設の所管課とも調整を行いながら詰めていきたい。(事務局)

◎使用料・手数料の計算方法として、施設ごとの積上げだけで行っていくのは難しいのではないかと。町の施設に掛かる費用全体をみて改正の有無を判断するなど、マクロ的な視点で捉えることも必要ではないかと。(委員長)

○料金設定として、施設を使っただけの範囲であることが重要であると考えている。今後、施設の活用が悪くなってきたら統廃合を検討する必要もあると考えているが、活用促進のためにも、一定の理論の中で明確にしていく必要があり、その結果が積上げ方式の計算方法である。(事務局)

◎資料4-2のような基準はぜひ設けるべきであると考えますが、資料中、後半になるにつれ、基準がおおまかになっている印象を受ける。特に減免等に関しては、抜け道ができてしまうと、基準の意味がなくなってしまうのではないかと。(委員)

○現時点では、庁内の検討会議も含め検討を重ねている状態であり、更に精査を行っていく。実際に活動の促進はされているが、利用団体が固定されてしまっているという課題もある。減免の基準の考え方を切り離して、施設の担当課とも調整していく。(事務局)

◎算定の方法が、使用が増えると、使用料が下がる仕組みになっているため、より使用すれば使用料が下がるかもしれないというように、アピールすることもできるのではないかと。(委員長)

◎減免することによって、特定の方だけ費用が徴収されることもあり得るので注意していただきたい。また、町全体のバランスをみて、基準設定に取り組んでいただきたい。(委員)

3. その他

- 次回は年度末の3月頃を予定している。現委員の皆さまについては、1月末で任期終了となるため、この委員会が最後となる。お忙しい中、委員会へご協力いただきお礼申し上げます。(事務局)

以上